

ココが大変

ご注意を!

介護事業所の人事・労務管理

その1. よい人材を確保する ⇒採用と定着率向上がカギ

「この業界は人手不足が当たり前だから」とあきらめていませんか。採用へのこだわりがなければ、よくできる（生産性の高い）人材は集まりません。定着率向上には経営者として戦略を持つことが大切です。

その2. 労基法を守る ⇒「指定取り消し」を受けないために

過去には残業代の未払い→是正勧告無視→罰金刑→指定取り消しの実例も出ています。これからの介護経営は労災の適用、社会保険加入、労働時間制度など、コンプライアンス経営を実践することが求められます。

その3. 職員の生活を守る ⇒処遇改善加算の計画・報告

処遇改善加算に対する「不安」はありませんか。「サービス提供月と賃金改善実施月」「キャリアパス要件」「定量的要件」「賃金改善方法と法定福利費計算」など、理解不足・誤解に陥ってはいませんか。

社会保険労務士だからできます

労基署の監督 指導対策

労働法の専門家であるかわちの社労士におまかせください。労働時間一つとっても、ヘルパーの移動・研修・更衣・引継・業務報告書作成・待機など監督官から指導されやすい項目が目白押し。調査は「労働者保護」が目的ですから、有給休暇取得や健康診断も指導されます。

おすすめ! 助成金代行

かわちの社労士なら、助成金の計画作成から支給申請までを代行。助成金はこんなときに使えます。

- ・未経験者や母子家庭の母を採用
- ・正社員転換をする予定
- ・キャリア段位制度を導入する
- ・職員の負担軽減のために介護福祉機器を導入する
- ・若手の教育を充実させる

人事・労務管理 のお悩み相談

人事・労務管理はかわちの社労士にお気軽に相談ください。法改正などのタイムリーな情報提供、他事業所との情報交換・相互見学など、お役に立てることは様々あると考えます。一人で悩まず、経営者様のパートナーとしてかわちの社労士を活用してください。

かわちの社労士事務所

TEL 06(6784)4556